

議会だより

第1回定例議会

00万円の予定です。

2 元気な西粟倉の創造

平成二十年第一回西粟倉村議会定例会を三月十日に開会しました。今議会では、監査委員から例月出納検査と事務事業監査報告、一般質問の後、人事案件一件、条例制定二件、条例廃止二件、条例改正十二件、平成二十年度各会計の予算十件等が審議され、いずれも原案どおり可決承認され、三月十一日に閉会しました。

村長所信表明(抜粋)

きます。

4 後期高齢者医療のスタートと小規模多機能施設の運営

雇用、子育て支援等若者定住の総合的な対策を継続していくことが絶対です。まず地元にある農協、森林、公社などの地域資源を利用した経済循環を持続できる仕組みを構築することが近道です。食の安全と安心、体験や地産地消をとおして顔の見えるプロセスの役割は、簡便化やコンビニ化が謳歌すればするほど大切な要因です。そのことが都市と地域の共存であり分業としての機能だと確信しています。農林業の持続への挑戦が行政の使命と考えます。結果として雇用や内部経済循環を巻き込めれば地域の活性化につながります。

3 津山ゴミ協議会

20年度予算と懸案事項について

1 財政将来予測と現実的対応

20年度は地方交付税が5%増額する予算ですが、健全財政の視点は堅持して、集中改革プランの継続を徹底します。

23年度末の起債残高を一般会計と特別会計合わせて28億円以内とします。公債費の推移は15年度が4億2000万円、20年度が3億5000万円、23年度が2億80

計画が答申され、岡山県一本化へ5年かけて準備されます。これから消防と救急の広域化のメリットとデメリットについて検討されます。西粟倉村は年間約3200万円で美作市に委託しています。最末端の村にとつて防災、消防、救急は緊急時の住民の安全と安心対策です。特に救急は救急医療と一体の大切な問題です。診療所と大原病院と津山中央病院、一次・二次三次医療圏の存続が心配です。医師の確保も含めて行政にできる役割を明確にしていきます。

5 岡山県における消防の広域化

介護保険の制度が始まって8年が経過し、その間介護認定者、介護予算がおおむね倍増しました。国の医療介護関連の改正もほぼ総額抑制一辺倒です。

村に安心して住みつづける「在宅介護」を目標として政策展開してきました。加えて小規模多機能を追加することで利用者の選択肢が広がり、イメージではさらに在宅に近づけたまでは各市町村で持ち込み、中継基地から領家までは7市町村でプレーるすることになります。

西粟倉では中長期の視点でさらなる分別と焼却ゴミの減量化が緊急の課題で数値目標を設定しながら住民を巻き込んだ取り組みを徹底してい

6 公社と観光・交流の展開

公社では縮小均衡を目指して、人員の削減、原価率の見直し、職員教育、観光資源の掘り起こし、官から地消等、可能性ある経営戦術に挑戦してきましたが、なお19年度は4000万円以上の欠損金が発生しました。

姫鳥道の開通、灯油などの諸資材の高騰、各施設の老朽化から、今後も厳しい経営が続くと考えられます。抜本的な方向転換も含めて

5 常備消防の広域化

岡山県における消防の広域化推進

*運営補填は年2000万円が上限

* 2010年度の姫鳥道の一部開通を視点に経営戦略を見直す

* 老朽化への対応として「木の村」

としてリニューアルは可能かどうか

* 農林業を中心とした地域資源と住民を巻き込んだ経営戦術

あわくらんどのコンビニ化はある程度やむを得ないとしても、旬の里の差別化は絶対です。「いなか」のストーリーを販売戦略として健全経営に挑戦します。

7 100年の森づくり

人工林率が80%を超える木の村として長期ビジョンを持つことは絶対です。

間伐やキャリー道といった助成から、森林認証での実用化への挑戦、市場の川下から川上全体の森づくりの態勢が今必要です。今年は森林の集団管理、CO₂の売買権等の新しい方法論に挑戦していきます。平行して環境対策での木質チップ、バイオマス燃料と風力発電の具体化にもけて検討を重ねます。



村長答弁

村の長年の健康対策の成果によって、一人あたり医療費は県下最低。その影響もあって国保会計の健全性を維持してこれました。その結果国保税も低負担で基金も十分保有できます。

般質問

草刈勇一議員



ところが近年の状況は極めて厳しい環境にあります。

・ 国の制度改正に対応できなくなりつつあり、西粟倉村だけ2割負担を守ることで国からの交付金が減額される。

・ 15年度以降単年度決算では大幅な赤字で、税の見直し、基金の取り崩しで対応している。

・ 医療費の伸びと国保税の減額が恒常に起きて不均衡な状況が続く。不景気のため国保税が激減して弱者の健康保険という位置づけがはつきりして負担とサービスの均衡が困難な状況。

・ 後期高齢者医療制度がスタートし、被保険者数が729人から438人にへ。国保会計への法定外の繰り出しは困難。

・ 健康保険の自己負担は大半が3割に移行して、医療費の最高限度額が設けられていることから影響は小さい。

色々な要因で2割負担を守りづらい状況ですが、健康づくり、医療費が県下最低、定住対策等総合的な村づくりの方向として慎重に検討してまいります。

①西粟倉村過疎地域自立促進計画について



國里吉文議員

数年後に全線開通予定の姫路鳥取自動車道によつて、大いに西粟倉村が発展するよう努力していく必要がある。私は、あわくらんど・旬の里・ふれあい公園・あわくら荘・黄泉寺を一括してハイウェイオアシスとして認定が受けられれば、全国に向かって大きく存在が発信できると考えた。ハイウェイオアシスにて村当局として調査・研究する気はないか。また、一番必要なのが西粟倉の一品（土産）、専門家の指導を受けた新たな信念で開発に取り組んではどうか。

村長答弁

①西粟倉村過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進法は、平成12年から21年までの10年間の时限立法で、人口減少の甚だしい地域社会の農林業の生産方式や生活環境の改善を目的として推進されてきました。

西粟倉村でも下水道をはじめ色々な住民生活の基盤の充実からすると地域社会にとって意義深い法案です。

2010年にされる同法案の存続が心配ですが、格差社会、限界集落、地域振興はこれからも大きな課題です。ハード事業からソフト事業中心の計画になり、地方財政健全化法の財政4指標へ対応したうえでの資金計画と進行計画に自己責任が伴います。

いずれにしろ姫鳥道の開設、同法案の方向性、激変する社会・経済環境の時代背景に配慮した「住民に何が必要で何が不必要か」という明確な方向性の中で仮称ですが西粟倉の将来を具体的に考える「姫鳥道開設に向けた元気な西粟倉の創造」をテーマに過疎自立促進計画を同時に議論していきます。

報 告

- ◇各組合議会報告
- ◇例月出納検査報告

- ◇西粟倉村職員定数条例
- ◇西粟倉村職員の給与に関する条例

いて

西粟倉村では「湯の里、木の村、雪の国」をテーマに昭和46年に国民宿舎あわくら荘を建設以来交流・観光を基本に元気な村の創造に向けて頑張ってきました。

これからの課題は、歴史的文化や農林業の体験、田舎の暮らし等すべてを村の資源として総合的にプロデュースできる人材育成に尽きます。各施設が連携したオアシス的な発想も結構ですが、小さな村の全体像がさらに必要です。

使える農地はたった130ヘクタール前後です。安全安心対策として顔の見える農業、無農薬の挑戦、木にこだわる戦略・理念を持ったオアシス構想が有意義ではないでしょうか。特產品・土産の研究はかかるべきです。

道路はまず3月末に智頭町までが開通、21年度中に鳥取と佐用間が、そして西粟倉分が25年前後に開通する計画で、タイムスケジュールをみながら具体的に挑戦します。全員で知恵を出し合いましょう。

可決した議案

人事案件

◇固定資産評価審査委員会委員の選任同意

野々上 英男氏（新任）

長尾二六四番地

（山本一男氏任期満了による）

条例の制定

◇西粟倉村観光施設等整備基金条例
◇西粟倉村後期高齢者医療に関する条例

条例の廃止

◇西粟倉村観光事業の設置等に関する条例
◇西粟倉村黄金泉施設事業特別積立基金条例

（一月十五日・二月十二日実施分）

◇事務事業監査報告
教育委員会

（十一月十二日実施分）

幼稚園・小学校・中学校

保健福祉課

（十一月二十九日実施分）

診療所・社会福祉協議会

（一月二十四日実施分）

◇西粟倉村手数料条例
◇西粟倉村観光事業特別会計条例

◇西粟倉村簡易水道事業等特別会計条例
◇西粟倉村小水力発電施設事業特別積立基金条例

◇西粟倉村老人医療費給付条例
◇西粟倉村国民健康保険条例

◇西粟倉村簡易水道条例
◇西粟倉村道路管理条例

◇西粟倉村林道管理条例
◇西粟倉村消防事務の事務委託に関する規約の一部改正

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇大茅辺地に係る総合整備計画の策定

◇美作市との消防事務の事務委託に関する規約の一部改正

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇大茅辺地に係る総合整備計画の策定

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇大茅辺地に係る総合整備計画の策定

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更

◇岡山県市町村総合事務組合の組合市町村数の増減及び規約の変更